

**通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会  
検討アジェンダ「伝送設備規律」について**

Ubiquitous Solution Company  
**KDDI CORPORATION**



**2008年9月26日（金）**

**KDDI 株式会社**

## 2. 伝送設備規律(電波法)

### (1)電波利用の目的・区分

#### 通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ

情報通信分野の技術革新に伴い、多様な用途に利用できる伝送設備の整備が進んでいることから、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討することは適当か。

具体的には、従来からの電気通信業務用又は放送用の無線局に加えて、柔軟なビジネス展開を可能とするため、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度について、国際法規との整合性の確保、「電波の公平かつ能率的な利用を確保する」という電波法の目的等を踏まえて検討することは適当か。

## (1) 電波利用の目的・区分に関する当社の考え

- 「通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービス」については、今後、ユーザーのニーズ、新たな技術の活用、電波の有効利用等を踏まえてビジネス展開の検討を進めていきたいと考えます。
- したがって、「通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービス」を可能とする制度について検討することは、適当と考えます。
- 制度の検討にあたっては、周波数分配等の国際法規との整合性を十分配慮すべきと考えます。
- また、従来の通信と放送の概念に基づくサービスについて、その継続性が確保できるよう検討することが必要と考えます。

## 2. 伝送設備規律(電波法)

### (2)電波利用手続

#### 通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ

通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするために、電波利用の手続きについて、例えば、以下の点などについて検討することは適当か。

- ① 地理的に広範に多数の無線局を開設することが必要なサービスに関し、現在は携帯電話の基地局等のみに認められている「特定基地局」の開設計画の認定の対象として追加すべき無線局の有無
- ② 新たなシステム導入のために簡素化することが可能な手続きの有無

## (2) 電波利用手続きに関する当社の考え

- 携帯電話のように電波の有効利用を図るため小エリアの無線局を多数配置し広範なエリアをカバーするサービスについては、サービスエリアの構築完了まで相当の時間を要するものと考えられます。
- したがって、「通信か放送か区分にとらわれない新しいサービス」の無線局の手続きに関し、開設計画の認定の対象とすることが必要と認められる場合には、その対象局を迅速に追加できる制度について検討することが適当と考えます。

## その他（ボトルネック設備に係る公正競争ルールの担保）

- **通信・放送関連の法体系の再編成にあたっては、NTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきたボトルネック設備に係る累次の公正競争ルールが、新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべき。むしろ、更なる整備を進めることが必要。**
- **現行のボトルネック設備に係る公正競争ルールの運用・適用が、通信・放送関連の法体系の再編成に伴い、実質的に後退するようなことがあってはならない。**